

令和2年

9月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）9月14日（月）14：30～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 若林 主治    2 橋本 卓爾    3 辻野 清一    4 西辻 達佳    5 田口 榮男 6 藤原 松男    7 前田 敏行    8                    9 福本 敏行    10 飯阪 保 11 森 勝義    12 友田 博文    13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>8 岡田 如弘</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一            富永 利幸            西川 秀士            丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまより令和2年9月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日委員会に出席されてます委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、8番、岡田委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、引き続き、会長、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>本日、議事録署名人は、6番、藤原松男副会長、7番、前田敏行委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお開きください。</p> <p>9月の委員会議事日程、議案第1号から議案第5号、報告第1号から報告第4号と</p>

なっておりますのでよろしくお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 3 件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。

議案第 1 号、番号 1、松尾寺町の物件について、事務局から説明願います。

事務局。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は松尾寺町で、地目は田 2 筆、面積は合計 1 6 7 平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地となっている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 3 k m、貨物車で 1 0 分の位置に距離しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は 1 5 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近の農地等には被害のないように留意する。なお、問題が生じた場合は責任を持って解決するとのこと。

続きまして、地区担当の辻推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、保全管理されている農地であり、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認をいたしました。譲受人は、電話で、作物を栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしという声があります。

議案第 1 号、番号 1 については、許可することに決定します。

続きまして、番号 2、番号 3 については関連があることから、一括上程いたします。

春木町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書 3 ページ、2 番、3 番について、関連があることから一括説明させていただきます。

きます。

許可を受けようとする土地の所在は春木町で、地目は田3筆、面積は合計1,280平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培している農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.5km、徒歩で6分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に迷惑をかけないように耕作しますとのことです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、保全管理、野菜栽培、果樹栽培になっている農地であり、譲渡人、譲受人に意思確認を会って確認いたしました。譲受人は、申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、異議なしとします。

番号2、番号3については、許可することに決定します。

議案書4ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。

議案第2号、番号1、池田下町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は畑4筆、面積は合計89.45平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅、公益性施設などの連たんしている区域にあり、3種農地と判断します。

転用目的は、自宅までの進入路が狭隘であり、進入路を拡幅することです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は、既に進入路として利用されている道路を拡張すること。申請地を転用することによる周辺農地などへの影響はない。申請者に電話確認したところ、転用目的は申請内容に間違いのないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしの声があります。

番号1については、許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用賃借権の設定2件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。

議案第3号、番号1、観音町の物件について、事務局から説明願います。

事務局。

事 務 局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は観音寺町で、地目は田、面積は248平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、農用地以外の農地で、集团的に存在する農地であり、1種農地と判断いたします。

転用目的は、現在の住居が手狭であり、長女の家族と同居するために農家用住宅を建築すること。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は現在休耕地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人及び借り人の双方に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いのない。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い

会 長	<p>お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ございませんようですので、番号1については、許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、番号2、春木町の物件について、事務局から説明願います。</p> <p>議案書7ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は春木町で、地目は田1筆、面積は374平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、親元の近くに居住するため、父の所有地に住居の建築をするということです。</p> <p>続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>現地を確認したところ、申請地は現在休耕地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人及び借り人の双方に電話確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いなし。調査の結果、許可やむを得ないとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>番号2については、許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものとします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号、番号1、小野田町の物件について、事務局から説明願います。</p> <p>事務局。</p> <p>議案書9ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は小野田町で、地目は田3筆、面積は合計1,625平方メートルでございます。</p>

す。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、ブドウ栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地でブドウ栽培されるとのことで、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

番号1については、決定することといたします。

議案書10ページをお願いします。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものとします。

議案第5号、番号1、内田町三丁目の物件について、事務局から説明願います。

事 務 局

議案書11ページ、1番について説明させていただきます。

物件は内田町三丁目、地目は田6筆、面積は合計3,320平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当の大和推進委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。ございませんか。

2 番

ちょっと。

会 長

どうぞ。

2 番 質問というより確認ですけれども、佐古さんの年齢、何歳ぐらいの方ですか。  
事務局 佐古さんの……  
2 番 相続人の方の。  
事務局 40代の方ですね。  
2 番 40代。  
事務局 私、お会いしています。現地で。  
2 番 ああ、そうですか。  
事務局 はい。  
会長 それでよろしいですか。  
2 番 結構です。  
会長 ほかにございませんか。

(異議なしの声)

ございませんようですので、番号1については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書12ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

議案書14ページ、報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとします。

議案書15ページを御参照ください。

議案書16ページ、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告します。

議案書17ページを御参照ください。

議案書18ページ、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決により受理したので報告します。

議案書19ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。その他、何か御意見ありましたらお聞きしたいと思います。ありませんでしょうか。

(質問等なし)

ないようでしたら、本日は委員皆さん方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これで農業委員会総会を終了させていただきます。



本当にありがとうございました。

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員